

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年1月7日
照会部署名 横浜中年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 後藤 正幸
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 安藤

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-007	本部受付番号 No. 2011—124
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

短時間就労者の適用について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

(例)

昭和55年6月6日付け内かん

(内容)

今後正社員と同じ仕事内容のパートタイマーを雇う予定です。正社員の就業は年間271日出勤、(1ヶ月平均22.5日)1日7.5時間勤務で隔週土曜日出勤のため1週間の勤務時間は平均39時間になります。

パートタイマーの1日の勤務時間は正社員と同じ7.5時間ですが、出勤日数は月により変動し4分の3を前後する日数になる見込みです。年間での月平均出勤日数で正社員と比べることは可能でしょうか。また、4分の3を超える月が年間何月以上で適用になり、出勤日数のおおむね4分の3に該当する日数の幅の目安がありましたらお教え願います。

(ブロック本部回答)

今回の事例では、一日の就業時間が正社員と同じことと、4分の3を前後する日数になる見込みとの内容のため、おおむね4分の3に該当し、被保険者として適用すべきと思料されますが、あくまで「おおむね」という文言のうえでの回答となります。

つきましては、明確な回答とはいえず、内かん等においても詳細な取り扱いが示されていないため、本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年2月24日

回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉

(本部回答)

ご照会の事例においては、ブロック本部回答のとおり、一日の就業時間が正社員と同じこと、また4分の3を前後する日数になると見込まれていることから、おおむね4分の3に該当し、被保険者として適用と判断します。

なお、内かん等においての詳細な取り扱いについては、【2011-24】の疑義でいただいてますように、整理出来次第、回答させていただくこととなります。

回答日 平成23年 3月 4日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 上仁 武

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

O						
機 構 L A N 掲 載	相 談 セ ン タ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載	